

災害時保険について

保育中の事故に対応し以下賠償責任保険、傷害保険に加入しております。

【賠償責任保険】 保険会社 三井住友海上火災保険 株式会社

保険種類 施設所有（管理）者賠償責任保険

保険金額 身体障害（1名 200,000千円・1事故 300,000千円）

財物損壊（1事故 10,000千円）

【傷害保険】 保険会社 独立行政法人日本スポーツ振興センター

保険種類 災害共済給付制度

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が、5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・園給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通園中の火災の場合 2,000万円～44万円）
障害	園管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第4級に区分される）	死亡見舞金 3,000万円（通園中の場合1,500万円）
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通園中の場合1,500万円）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円（通園中の場合1,500万円）
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円（通園中の場合も同額）